長岡市 生成 AI (ChatGPT 等) 利用ガイドライン

令和5年6月

DX 推進部 行政 DX 推進課

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、長岡市の業務で ChatGPT などの生成 AI を利用する際に留意すべき事項を定めたものである。

生成 AI は、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性がある。生成 AI の利用に当たっては、本ガイドラインをよく読み、生成 AI を安全かつ効果的に利用するものとする。

なお、当ガイドラインは、利用する生成 AI の利用規定の改定や、社会の動向、世論等の変化を踏まえ、随時見直しを行う。

※生成 AI

入力文字に応答してテキスト、画像、または他のメディアを生成することができる人工知能システムのこと。主な媒体は以下のとおり。

·ChatGPT ·BingAI ·Bard ·Midjourney ·Stable Diffusion 等

2. 利用申請

- (1) 利用目的を明確化するとともに、事前に所属長(情報セキュリティ管理者)の了解を得る。
- (2) 所属長(情報セキュリティ管理者)は以下の事項についてサービス利用台帳を作成し、記入しなければならない。
 - (ア) 外部サービスの名称(必要に応じて機能名までを含む)
 - (イ) 外部サービス提供者の名称
 - (ウ) 利用目的(業務内容)
 - (エ) 取り扱う情報の格付(機密性)
 - (オ) 利用期間
 - (力) 利用申請者(氏名)
 - (キ) 利用者の範囲(自組織の関係者内に限る、部局内に限るなど)
 - (ク) 外部サービス管理者(所属・補職名)

3.データ入力に際して注意すべき事項

情報を取得されたり、引用される危険性があるため、入力の際は、次の事項に注意する。

- (1) 機密情報や個人情報は入力しないこと (長岡市情報セキュリティ対策基準において、機密性2以上^{※1}の情報を生成 AI へ入力することは禁止されている。)
- (2) 入力する情報は公開して差し支えない情報に限り、詳細な業務情報は入力しないこと

4.生成物の利用に際して注意すべき事項

生成 AI は、インターネット上の情報の正誤を判断して生成するプログラムとなっておらず、生成物の正確性は保証されないため、利用する際は、次の事項に注意する。

(1) 得られた情報は根拠や正当性、事実関係を確認してから利用すること

- (2) 得られた情報は行政内部での検討などで十分に確認して利用し、対外的な資料や回答にはそのまま利用しないこと
- (3) 生成 AI の特性を理解した上で使用すること
 - (ア) 回答に間違いや偏見がある。
 - (イ) 情報が古い可能性がある。
 - (ウ) 質問から得た機密情報や個人情報の漏えい、著作権侵害等のリスクがある。
 - (エ) 市民の生活や思い、事情は含まれていない。

附則

令和5年6月30日策定

本ガイドラインに関する問い合わせ先 DX 推進部 行政 DX 推進課

※1:長岡市情報セキュリティ対策基準に規定する機密性による分類表

分類	機密性2以上 分類基準
機密性3	行政事務で取り扱う情報資産のうち、以下の項目のいずれかに当てはまる 情報資産
	(1)長岡市情報公開条例(平成7年長岡市条例第33号)第6条第1項各号の いずれかに該当する情報資産
	(2) 特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 8 号に規定する特定 個人情報をいう。以下同じ。)を含む情報資産
	(3) 上記のほか、情報セキュリティ管理者が必要と認める情報資産
機密性2	行政事務で取り扱う情報資産のうち、機密性3に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産
機密性1	機密性3又は機密性2の情報資産以外の情報資産